

船舶事故調査報告書

平成22年3月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）

委 員 山 本 哲 也

委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年7月27日 20時33分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市 ^{うおつりしま} 魚釣島灯台から真方位086°11.3海里付近 (概位 北緯25°45.3′ 東経123°40.1′)
事故調査の経過	平成21年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 巡視船 もとぶ、1,349トン 140914、国土交通省 89.35m×11.00m×5.00m、鋼 ディーゼル機関4基、14,760kW(合計)、平成20年9月 B 警備救難艇 PL64-M1、1.3トン 291-42097東京、国土交通省 5.99m(Lr)×2.06m×1.03m、FRP、船外機2基、220.65kW(合計)、平成19年3月
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 51歳 一級海技士（航海） 免許年月日 平成13年11月22日 免状交付年月日 平成18年7月14日 免状有効期間満了日 平成23年11月21日 B 艇長 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月28日 免許証交付日 平成21年1月7日 (平成26年2月13日まで有効)
死傷者等	左腕打撲 1人、嘔吐及び頭痛 1人
損傷	B船の右舷船外機プロペラ曲損、連結フレーム曲損及び下部整流板欠損
事故の経過	A船は、船長ほか32人が乗り組み、魚釣島東方沖において航行中、B船の降下及び操船訓練を行うため、速力を約4.5ノットに減じた。B船は、艇長、艇員Aほか2人が乗り、A船ポートデッキの右舷側クレーンからの吊り上げワイヤーに支えられ、A船右舷中央に設置されたブームからB船船首にえい航索を取った状態で降下された。B船が着水後、艇長の号令で、吊り上げワイヤーのリンクを外す離脱レバーを引いたが、吊り上げワイヤーのリンクが外れないまま、えい航索離脱レバーを引いたため、船首に取ったえい航索が放たれた。このため、B船は、平成21年7月27

	<p>日20時33分ごろ、右回頭して、左舷側に傾き、横転して乗艇員4人が落水した。</p> <p>A船は、別の搭載艇を降ろし、落水した乗艇員を救助して、負傷者2人がヘリコプターで病院に運ばれた。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.5m</p>								
その他の事項	<p>今までのB船の降下訓練では、吊り上げワイヤーのリンクが外れないことはなかった。</p> <p>B船の降下訓練は、降下手順のマニュアルに従い艇長の号令のもとに行われていた。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>B船は、魚釣島東方沖において、A船から海上に降下されてA船から離脱する際、吊り上げワイヤーが外れたことを確認せずに船首のえい航索が放されたため、右回頭して、横転したものと考えられる。</p> <p>艇長は、吊り上げワイヤーが離脱した後でなければ、船首のえい航索を放さないように指示していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>艇員Aは、艇長の号令の後、金属音を聞き、吊り上げワイヤーが外れたと思い込み、船首のえい航索を放した可能性があると考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	あり	判明した事項の解析	<p>B船は、魚釣島東方沖において、A船から海上に降下されてA船から離脱する際、吊り上げワイヤーが外れたことを確認せずに船首のえい航索が放されたため、右回頭して、横転したものと考えられる。</p> <p>艇長は、吊り上げワイヤーが離脱した後でなければ、船首のえい航索を放さないように指示していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>艇員Aは、艇長の号令の後、金属音を聞き、吊り上げワイヤーが外れたと思い込み、船首のえい航索を放した可能性があると考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	あり								
判明した事項の解析	<p>B船は、魚釣島東方沖において、A船から海上に降下されてA船から離脱する際、吊り上げワイヤーが外れたことを確認せずに船首のえい航索が放されたため、右回頭して、横転したものと考えられる。</p> <p>艇長は、吊り上げワイヤーが離脱した後でなければ、船首のえい航索を放さないように指示していなかった可能性があると考えられる。</p> <p>艇員Aは、艇長の号令の後、金属音を聞き、吊り上げワイヤーが外れたと思い込み、船首のえい航索を放した可能性があると考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、魚釣島東方沖において、B船がA船から海上に降下されてA船から離脱する際、吊り上げワイヤーが外れたことを確認せずに船首のえい航索が放されたため、B船が右回頭して、横転したことにより発生したものと考えられる。</p>								
備考	<p>降下手順のマニュアルに、吊り上げワイヤーのリンクが外れたことを確認したのち、えい航索を放つことが追加された。</p>								